

議会議員政治倫理審査会 第8回議事録（要点整理）

| | |
|--|--|
| 開催日時 | 令和4年9月27日（火）午前9時55分～午前11時10分 |
| 場 所 | 潟上市役所 常任委員会室3 |
| 案 件 | (1) 審査結果報告書について |
| 出席者 | ・鈴木壮二委員・堀井克見委員・伊勢潤委員 ・藤原仁美副委員長・中川光博委員長 ・議会事務局長・議会事務局次長 |
| 記録者 | 議会事務局主査 |
| <p>【会議記録】</p> <p>○中川委員長</p> <p>委員が定足数に達していますので、ただいまから政治倫理審査会を開会します。</p> <p>お手元に9月9日分の議事録と、前回の議論を反映した審査結果報告書（案）を配布しています。今日はこれについて議論し、しっかりした審査結果報告書を提出できるように取り組みたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>審査結果報告書（案）の手直しをした部分は、その1は変更ありません。</p> <p>2ページ目の一番下の潟上市議会議員政治倫理条例第10条についての書き出しで、第13条の審査の過程で、対象議員は第10条に抵触しているのではないかとの意見が出され議論したが条例違反の存否については結論に至らず、両論を併記することとした。抵触しているとの意見と抵触していないとの意見を、素案から大幅に修正し、このように委員長と副委員長でまとめました。これも検討していただきたいと思います。また、第13条の運用について「注」を箱の中に入れておりますが、これが必要か、必要なければ消したいと思います。</p> <p>今日は最終報告書の検討で、皆さんから意見いただきたいと思います。10分ぐらい読み込んだ後に意見をまとめていただければと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>～休憩～</p> <p>○中川委員長</p> <p>会議を再開します。皆様の意見をいただきたいと思います。</p> <p>○鈴木委員</p> <p>3ページの13条と10条の説明は、必要ないのではないですか。</p> | |

○中川委員長

分かり易くするため、この注釈の 13 条と 10 条を載せたいと思いますが、皆さんどうですか。

○堀井委員

問題ないと思います。

○鈴木委員

7 ページの「おわりに」の判例の賠償事件の対象は市になっていますか。

○中川委員長

この最高裁判例は広島県府中市の損害賠償事件で市が対象です。具体的な内容は 2 親等の親族における関係私企業で、重要な判例になると思いましたが記載しました。

事務局に確認しますが、今回の審査請求に関わる議事録の作成はどのくらいかかりますか。

○事務局次長

大変時間を必要とする作業であり、年内中の時間をいただけるとありがたいです。

○中川委員長

議事録を載せることにしたので、12 月いっぱいまで進めていただければと思います。その校正については委員長と副委員長に任せていただいて、確認しながら、ひとつひとつホームページに落としていく作業にしたいと思います。

本日の会議は、これで閉会します。お疲れさまでした。